中川事務所新聞

第141号 発行所 行政書士中川事務所 兵庫県姫路市

トピックス

【マイナンバー提供拒否への対応】

マイナンバーが順次送られてきています。今後は業務の一環として従業員等からマイナンバーの提供を受ける場面が発生します。しかし、その提供を従業員等に拒まれた場合どうすればいいのか?各行政機関のQ&Aをまとめてみました。

内閣官房のよくある質問の 回答

「社会保障や税の決められた 書類にマイナンバーを記載する ことは、法令で定められた義務



であることを周知し、提供を求めてください。それでも提供を受けられないときは、書類の提出先の機関の指示に従ってください」

「個人番号カードの取得は強制ではない。取得せずとも不利益はない」

「従業員から番号提出を拒否された記録がなくても<u>罰則はない</u>」

国税庁の国税分野のFAQの 回答

「法定調書作成などに際し、 個人番号の提供を受けられない 場合でも、安易に個人番号を記 載しないで書類を提出せず、個 人番号の記載は、法律(国税通 則法、所得税法等)で定められ た義務であることを伝え、提供 を求めてください。

(裏面に続く)

【12月の事務予定】

- ・12月決算法人期末実地棚卸
- ・9月決算建設業決算変更届
- ・10月決算法人確定申告&納税
- ・4月決算法人中間申告&納税
- ・クリスマス
- ・大掃除

~お知らせ~

- ・12/29~1/4まで休業させ ていただきます。
- ・1月号中川事務所新聞はお休みです。



知ってお得!?法律雑学

Q. 古新聞は、読み終わった 新聞をゴミとして出したもの、 つまり誰のものでもないので、 勝手に持ち去っても問題ない ですよね?

A.窃盗罪になる可能性があります。

市区町村や自治会などが古新聞を回収し、その売却代金

を収入としている場合、古新聞の勝手な持ち去りは、その収入を圧迫することになります。また、委託を受けた回収業者への圧迫ともなります。

そこで、市区町村は条例で 捨てられた新聞の所有権は当 該市区町村にあると定め、こ れを持ち去ることは市区町村 の財産権を侵害したものとし て、窃盗罪を当てはめて規制 する方法をとるところが増え ています。つまり、ゴミ置き 場から持ち出しても犯罪にな る可能性大です。



トピックス

(表面からの続き)

それでもなお、提供を受けられない場合は、提供を求めた経過等を記録、保存するなどし、単なる義務違反でないことを明確にしておいてください。

経過等の記録がなければ、 個人番号の提供を受けていないのか、あるいは提供を受けたのに紛失したのかが判別できません。特定個人情報保護の観点からも、経過等の記録をお願いします。

なお、法定調書などの記載 対象となっている方全てが個



人番号をお持ちとは限らず、 そのような場合は個人番号を 記載することはできませんの で、個人番号の記載がないこ とをもって、税務署が書類を 受理しないということはあり ません」

「確定申告書に番号未記載で も受理し、<u>罰則や不利益はな</u> い。番号を扱わないことで国 税上の<u>罰則や不利益はない</u>」

雇用保険業務等に係るQ&Aの 回答

「雇用保険手続の届出にあたって個人番号を記載することは、事業主においては法令で定められた(努力)義務であることをご理解いただいた上で、従業員から個人番号の提供を求めることになりますが、仮に提供を拒否された場合には、個人番号蘭を空白の状態で雇

用保険手続の届出をしていた だくことになります。

その上で、再度、従業員から個人番号の提供を求めた上で、個人番号の提供があった場合には、所定の様式により提出していただくことになります」

「労働保険の書類に番号の記載がなくても受理する。<u>罰則</u> 也不利益はない」

各社ともしっかりした対応 方針を持ち、外部に漏れると いう最悪の事態は絶対回避し ましょう。





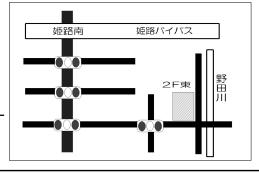
た。車齢9年、償却が終た。車齢9年、償却が終た。車齢9年、償却が終た。売ろうと思ったすると値がつかなくなるで見というあっけないら、一方で見が高めで師走というあっけないました。売ろうと思った前にが高めで師走というあっけないました。一方ではいるとし穴があるかもしな落とし穴があるかもしな落とし穴があるかもしなった。気を引き締める落とし穴があるかもした。一大ので見が高めで師走というのに気温が高めで師走というのに気温を作るとし穴があるかもした。

ワンストップ「経営・生活」サポーター

行政書士・中川法務会計事務所

法務会計事務所とは?

- ・予防法務(問題が起こる前の対策)
- ・戦略会計(経営に役立つ会計)
- ・マネジメント(経営支援)
- これらを駆使し、総合的にサポートする行政書士事務所です。



〒672-8043

姫路市飾磨区上野田2-1

田中ビル2階

TEL 079-243-1231

FAX 079-243-1233

nakagawa@assist-Itd.co.jp